

愛南町議会基本条例

検証結果報告書

令和8年3月

議会運営委員会

1.議会基本条例の検証について

条例の検証について議会基本条例第21条及び実施要綱に基づき議会運営委員会において取り組みました。

2.検証の取り組み状況

回数	開催年月日等	協議内容等
1	令和7年8月27日	条例検証作業(検証方法等協議)
2	令和7年10月30日	検証評価シートの内容協議
3	令和7年11月26日	条例検証作業(検証方法等協議) 検証評価シート内容の決定 議員に評価依頼の決定
	令和8年1月13日	議員全員協議会で検証方法等の説明 検証評価シートの依頼
	令和8年1月30日	評価検証シート提出日 議長を除く13名の提出
4	令和8年2月10日	条例検証作業(集計結果・評価・検討・意見の把握)
5	令和8年2月27日	条例検証作業(集計結果・評価・検討)
6	令和8年3月11日	条例検証作業(結果報告書等協議)
7	令和8年3月16日	条例検証作業(結果報告書等協議)
8	令和8年3月19日	議長提出 (議員全員協議会で報告)

3.検証方法等について

検証方法： 評価検証シートにより議員から評価並びに検討事項等意見を回収し、議会運営委員会において取りまとめ、評価検証を行った。

検証対象期間： 令和7年1月1日～令和7年12月31日

4.検証結果について

「愛南町議会基本条例評価検証シート」 のとおり

5.検証まとめ

本検証は、議員一人一人が各事項において評価検討を行い、条例に規定している目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で取りまとめました。

全体評価は令和6年に比べ向上が見られました。議会運営委員会のYouTube配信や、ハラスメント防止条例の検討など、新たな取組が行われたことが主な要因と思われます。今後の課題として、AI活用の検討を進めるなど、さらなる効率化、迅速化に向けた取組を行うことが示されました。また、令和6年からの継続課題である「災害対応」については、令和7年は災害が少なかったこともあり、具体的な活動実績やBCP等の体制整備に進展が見られませんでした。評価が微減した項目(I・II・IV)についても、現状維持に留まっているという認識を持つ必要があります。

今後は、検証で把握された課題等について全議員が共有し、議会として達成に向けて改善策の協議、検討に努めることが重要と考えます。

なお、本検証結果については、議長に提出するとともに議員全員協議会で報告を行います。また、愛南町ホームページに掲載し、広く周知を図ります。

○愛南町議会基本条例の検証に関する実施要綱

令和3年3月19日 令和3年愛南町議会告示第9号

愛南町議会基本条例の検証に関する実施要綱

(趣旨)

1 条 この告示は、愛南町議会基本条例(令和3年愛南町条例第11号。以下「基本条例」という。)第21条の規定に基づき、この条例の目的の達成状況等の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

(検証体制)

第2条 基本条例の検証は、議会運営委員会において行うものとする。

(検証項目及び検証対象期間)

第3条 検証項目及び検証対象期間は、議会運営委員会において決定するものとする。

(検証結果の公表等)

第4条 検証結果の公表等については、次のとおりとする。

(1) 議会運営委員会は、検証結果報告書を議長に提出するとともに、議員全員協議会において検証結果の報告を行うものとする。

(2) 議長は、検証結果報告書を議会ホームページに掲載するなど、広く周知を図るものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

【愛南町議会基本条例 抜粋】

第9章 継続的な検討

第21条 議会は、毎年この条例のとおり運営しているかの検証を議会運営委員会において行うものとする。

2 議会は、前項の検証のほか、町民からの意見、社会情勢の変化、法律の改正等を常に考慮し、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正するに当たっては、町民に対する説明責任を果たすため、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

	I 活動原則及び議会活性化に関する事項		
評価事項	町民の負託に応える議会となることにより町政の健全な発展、町民生活の向上に資する。議会、議長及び議員の活動原則をもとに法令規則等を遵守して議会を運営し、議会活性化に取り組むよう努める。		
評価内容	評価	(前年)	5：十分達成された 4：概ね達成された 3：一部達成された 2：ほとんど達成されていない 1：未着手
	3.5	(3.7)	
評価理由	議会広報「あいなん議会だより」の定期発行、議員全員協議会（決算勉強会）のCATV及びインターネット放送、議会運営委員会のYouTube配信等、町民への情報発信強化と透明性向上に一定の成果が認められる。一方で議員間討議や特別委員会を設置しての調査、提言等さらなる活性化への課題や中立・公正性の確保への取り組みが求められることから総合的に評価した。		
現況及び取り組み状況等	<p>1. 議会の審議</p> <p>第1回臨時会（1月） 原案可決 3件</p> <p>第1回定例会（3月） 原案可決 34件</p> <p>第2回臨時会（5月） 原案可決 1件、原案承認 3件、原案同意 1件</p> <p>第2回定例会（6月） 原案可決 11件、報告 2件</p> <p>第3回臨時会（7月） 原案承認 1件、原案可決 2件</p> <p>第3回定例会（9月） 原案可決 14件、原案認定 9件、 原案適任 2件、原案同意 6件、報告 3件</p> <p>第4回定例会（12月） 原案可決 21件、原案否決 1件、報告 1件、 請願不採択 1件、陳情不採択 1件</p> <p>2. 委員会活動</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 「廃校施設の利活用について」 8月～継続調査</p> <p>(2) 産業厚生常任委員会 3月報告「水産振興について」 12月報告「愛南町への若者の移住・定住促進について」</p> <p>(3) 議会広報特別委員会 「あいなん議会だより」編集発行 第1号(3月)、第2号(6月)、第3号(9月)、第4号(12月)</p> <p>3. 議会活性化</p> <p>(1) 議会広報特別委員会が設置され、議会広報「あいなん議会だより」を令和7年3月に第1号を創刊。2号を6月、3号を9月、4号を12月に発行（3カ月に1回）した。議員全員協議会（決算勉強会）のCATV及びインターネット放送。議会運営委員会のYouTube配信。</p> <p>(2) 議会報告・意見交換会を内海地域、一本松地域で実施。</p>		

愛南町議会基本条例評価検証シート

	御荘地域、城辺地域以外の場所で議会報告・意見交換会を実施した。
今後の 取り組み (検討項目)	議会だより発行に関する広報常任委員会の設置。 分かりやすく、町民に届く情報発信手法について継続的に検討する。 また、議員間討議の活性化や委員会活動の充実を図り、議会の監視機能及び政策提言機能の強化に努める。議会運営における中立性・公平性について共通認識の醸成を進め、議員が安心して自由な議論を行える環境づくりに取り組む。
関連条文 (抜粋)	<p>第1条 町民の負託に応える議会を実現</p> <p>(1) 議会と議員の役割の明確化</p> <p>(2) 議会の活性化及び充実のために必要な基本的事項の定め</p> <p>第2条 最高規範として尊重</p> <p>(1) 理念・原則を遵守した議会運営</p> <p>(2) 研修による理念の浸透</p> <p>第3条 4つの活動原則</p> <p>(1) 積極的な議会情報の公開により説明責任を果たす</p> <p>(2) 町民の意見の町政への反映</p> <p>(3) 町政の監視・評価</p> <p>(4) 必要に応じた条例・規則の見直し</p> <p>第4条 3つの活動原則</p> <p>(1) 自由討議の重視</p> <p>(2) 町民の意見の的確な把握、不断の研鑽と町民全体の代表者としてふさわしい活動</p> <p>(3) 町民全体の福祉の向上を目指すこと</p> <p>第5条 議長・副議長選出に当たっての所信表明</p> <p>第6条 3つの活動原則</p> <p>(1) 中立・公正な職務遂行</p> <p>(2) 品位の保持</p> <p>(3) 民主的・効率的な議会運営</p> <p>第12条 自由討議の拡大</p> <p>(1) 議員相互の討議の拡大</p> <p>(2) 意見調整としての議員全員協議会</p>

評価事項	Ⅱ 町民と議会に関する事項		
	「会議の原則公開」と「公聴機会の活用」について公平性と透明性を確保するための取り組みに努める。		
評価内容	評価	(前年)	5 : 十分達成された 4 : 概ね達成された 3 : 一部達成された 2 : ほとんど達成されていない 1 : 未着手
	3.5	(3.6)	
評価理由	<p>議会報告・意見交換会（車座方式）を町内2地区で開催。議員全員協議会（決算勉強会）のCATV、インターネット放送、議会運営委員会のYouTube配信の開始し、採択されたすべての会議の放送を求める請願の実現に向けて準備を進めている等町民が議会活動を把握できる環境は整いつつある。また、請願、陳情の提出者の意見を聞く機会が設けられた等により一定の評価ができる。一方で、全員協議会等を非公開とする場合の透明性や説明責任が曖昧とする指摘も勘案して評価した。</p>		
現況及び取り組み状況等	<p>1. 会議の原則公開、資料の公開</p> <p>(1) 本会議（定例会、臨時会）</p> <p>会議公開：傍聴、CATV放送、インターネット中継</p> <p>h p 掲載：議事日程、一般質問通告書、議案、所管事務調査報告書、委員会報告書、議員派遣結果報告、会議録</p> <p>閲覧資料：議事日程、一般質問通告書、議案、所管事務調査報告書、委員会報告書、議員派遣結果報告、報告資料等、会議録</p> <p>配布資料：議事日程、一般質問通告表</p> <p>広報掲載：議案等表決結果一覧表</p> <p>(2) 委員会等（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員全員協議会、所信表明会）</p> <p>会議公開：傍聴、CATV放送（決算勉強会）、インターネット中継（決算勉強会）YouTube（議会運営委員会）</p> <p>h p 掲載：会議録</p> <p>閲覧資料：次第、会議資料</p> <p>配布資料：次第</p> <p>(3) その他</p> <p>h p 掲載：議員名簿、議長交際費支出状況、裁判判決報告</p> <p>2. 傍聴者数</p> <p>(1) 本会議</p> <p>第1回臨時会（1月） 会期1日 人数1人</p> <p>第1回定例会（3月） 会期13日 延べ人数7人</p> <p>第2回臨時会（5月） 会期1日 人数7人</p>		

<p>第2回定例会（6月） 会期10日 延べ人数8人 第3回臨時会（7月） 会期1日 人数1人 第3回定例会（9月） 会期10日 延べ人数17人 第4回定例会（12月） 会期10日 延べ人数10人</p> <p>(2) 委員会・議員全員協議会</p> <table> <tbody> <tr> <td>総務文教常任委員会</td> <td>12回</td> <td>延べ人数14人</td> </tr> <tr> <td>産業厚生常任委員会</td> <td>5回</td> <td>延べ人数0人</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員会</td> <td>17回</td> <td>延べ人数23人</td> </tr> <tr> <td>議会広報特別委員会</td> <td>9回</td> <td>延べ人数4人</td> </tr> <tr> <td>議員全員協議会</td> <td>19回</td> <td>延べ人数44人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 公聴会及び参考人制度の活用</p> <p>(1) 2月7日 議会運営委員会 参考人 愛媛CATV2人</p> <p>4. 請願等における提出者の説明機会の確保</p> <p>(1) 請願 1件（採択 0件、不採択 1件、説明機会 1件） ・12月5日 総務文教常任委員会 請願者 1人</p> <p>(2) 陳情 8件（審査報告 1件、議員配布 7件、説明機会 1件） ・12月5日 総務文教常任委員会 陳情者 1人</p> <p>5. 議会報告会の開催</p> <p>(1) 第1回：10月22日 午後6時30分～ DE・あ・い・21 4階多目的ホール 派遣議員：山本美佐、岡雄次、尾崎恵一、嘉喜山茂、吉田茂生、 原田達也、濱本元通、吉村直城 以上8名</p> <p>① 議会の活動状況報告 ② 住民との意見交換 テーマ「防災について」 参加者2名（内海地域1名、御荘地域1名）</p> <p>第2回：10月28日 午後6時30分～ 一本松山村開発センター ホール 派遣議員：田中純樹、池田栄次、嘉喜山茂、吉田茂生、石川秀夫、 金繁典子、鷹野正志、中野光博 以上8名</p> <p>① 議会の活動状況報告 ② 住民との意見交換 テーマ1「防災について」、テーマ2「地域公共交通について」 参加者7名（御荘地域2名、一本松地域5名）</p> <p>(2) 議会報告会後の議会对応</p> <table> <tbody> <tr> <td>防災に関する一般質問</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>地域公共交通に関する一般質問</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>	総務文教常任委員会	12回	延べ人数14人	産業厚生常任委員会	5回	延べ人数0人	議会運営委員会	17回	延べ人数23人	議会広報特別委員会	9回	延べ人数4人	議員全員協議会	19回	延べ人数44人	防災に関する一般質問	1名	地域公共交通に関する一般質問	1名
総務文教常任委員会	12回	延べ人数14人																	
産業厚生常任委員会	5回	延べ人数0人																	
議会運営委員会	17回	延べ人数23人																	
議会広報特別委員会	9回	延べ人数4人																	
議員全員協議会	19回	延べ人数44人																	
防災に関する一般質問	1名																		
地域公共交通に関する一般質問	1名																		

愛南町議会基本条例評価検証シート

	参加者意見等に関する一般質問 1名
今後の 取り組み (検討項目)	<p>議会報告会、意見交換会の実施方法、テーマについて検討し、参加者数増加と多様性のある参加を促す工夫が必要。</p> <p>議員全員協議会と報告会の区別、非公開とする場合の透明性確保や説明責任が果たされないことについて議会としてどう考え、町民に説明するかの検討。</p> <p>本議会以外の委員会、全員協議会会議録の検索システム化の検討。</p> <p>会議の録画放送を議案ごと、一般質問の議員名や質問項目から検索できる機能付けの検討。</p>
関連条文 (抜粋)	<p>第7条 会議の公開と公聴機会の充実</p> <p>(1) 会議の原則公開、資料の公開努力</p> <p>(2) 公聴会及び参考人制度の活用</p> <p>(3) 請願等における提出者の説明機会の確保</p> <p>第8条 議会報告会（年1回以上）の開催</p>

評価事項	Ⅲ 議会と行政に関する事項		
	議会が町政の運営状況を「監視、評価」する緊張関係を保持するとともに、広く町政上の議論を行うよう努める。		
評価内容	評価	(前年)	5：十分達成された 4：概ね達成された 3：一部達成された 2：ほとんど達成されていない 1：未着手
	3.5	(3.2)	
評価理由	定例議会等において、町の提案議案に対してしっかり議論を行い、民意を反映した議決となるよう努められている。決算・予算勉強会の実施、全員協議会等での議論、一般質問や委員会を通じて行政との適切な緊張感を保っているとする一方、緊張感があるとは思えないとの意見や全員協議会を経ずに本議会に提出される議案について議会基本条例第10条に求める事項が示されないものがあるという指摘もあり総合的に評価した。		
現況及び 取り組み 状況等	<p>1. 意見書・決議文の提出 第4回定例会（12月） 県立南宇和高校の寮建設に関する特別委員会設置に関する決議 否決</p> <p>2. 一般質問 第1回定例会（3月） 4人 第2回定例会（6月） 5人 第3回定例会（9月） 6人 第4回定例会（12月） 5人</p> <p>3. 執行部の反問 第2回定例会（6月） 1回 第4回定例会（12月） 1回</p> <p>4. 行政監視機能 (1) 答弁事項の対応状況報告 令和6年12月定例会分 5件 令和7年3月定例会分 5件 令和7年5月臨時会分 1件 令和7年6月定例会分 6件 令和7年9月定例会分 6件</p> <p>(2) 議会審議における論点の明確化及び政策説明資料の提出 議会基本条例第10条に則った資料作成を求めた。また、随時資料請求を行った。</p>		

愛南町議会基本条例評価検証シート

	<p>(3) 予算提言 令和7年度一般会計当初予算 ①愛南町消防団バイク隊「赤バイク」整備事業 1,554千円 (消防本部庶務課) ②中学生新入生通学用バック購入事業 1,173千円 (子育て支援課)</p> <p>(4) 議員全員協議会において予算・決算勉強会の実施 3月10日、11日 予算勉強会 9月8日、9日 決算勉強会</p>
<p>今後の 取り組み (検討項目)</p>	<p>第10条論点は再検討。 監視・評価機能をより実効性のあるものにするための研修や情報共有、政策提言機能の強化。</p>
<p>関連条文 (抜粋)</p>	<p>第9条 執行部の反問 第10条 議会審議における論点の明確化 重要政策提案8項目の条件 第11条 予算及び決算における政策説明資料の提出</p>

<p>評価事項</p>	<p>IV 議会及び事務局の体制整備に関する事項</p>		
<p>評価内容</p>	<p>評価 3.4</p>	<p>(前年) (3.6)</p>	<p>5：十分達成された 4：概ね達成された 3：一部達成された 2：ほとんど達成されていない 1：未着手</p>
<p>評価理由</p>	<p>社会情勢に即した議員研修の実施により知識や意識の向上が図られていること、事務局による調査、法務機能の充実については一定の評価ができるとする一方で、議会図書室の活用が十分ではなく、特別委員会の適切な設置運営について議会全体での共有ができていないとの指摘もあることから総合的に評価した。</p>		
<p>現況及び 取り組み 状況等</p>	<p>1. 議員研修の充実 (1) 当選議員研修 ①初（元）当選議員研修 日時・会場：4月23日（水）愛南町役場 議員協議会室 対 象：初当選議員及び元議員 説 明 員：議会事務局</p> <p>②南宇和郡町議会議員研修会 日時・会場：5月23日（金）愛南町役場 議員協議会室 対 象：議会議員14名 講 師：全国町村議会議長会議事調査部 参与 平野 誠 氏 テ ー マ：議会の権限と議員の役割、議会の個人情報 参加議員：13人</p> <p>(2) 議員研修 ①第1回議員研修会（愛媛県町村議会議長会） 日時・会場：8月8日（金）・松山市 対 象：町議会議員及び議会事務局長等 【講演1】 講 師：一般社団法人 地方公共団体政策支援機構 上席研究員 渡辺 太樹 氏 テ ー マ：「議会が行うべき予算・決算審議について」 【講演2】 講 師：弁護士 帖佐 直美 氏 テ ー マ：「自治体議員のコンプライアンス」 参加議員：12人</p>		

	<p>②第2回議員研修会(四国地区町村議会議長会研修会と合同開催) 日時・会場：10月8日(水)・担当県：愛媛県 対 象：町議会議員及び議会事務局長等 【講演1】 講 師：政治ジャーナリスト 青山 和弘 氏 テ ー マ：「どうなる日本の政治」 【講演2】 講 師：元NHKアナウンサー 三宅 民夫 氏 テ ー マ：「混迷の時代に「幸せ言葉術」のすすめ ～アナウンサー人生で学んだ知恵～」 参加議員：10人</p> <p>(3) 議会基本条例に関する研修 日時・会場：4月28日(月) 愛南町役場 大会議室 対 象：議員14名 参加議員：14人</p> <p>(4) その他議長が必要と認める研修 ①町村議会議長・副議長研修会(全国町村議会議長会) 日時・会場：5月27日(火)・東京都「東京国際フォーラム」 対 象：正副議長 講 師：内閣府政策統括官(防災担当) 高橋 謙司 氏 テ ー マ：「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な「防災DX」 その打開の道を探る」 講 師：明治大学名誉教授 青山 やすし 氏 テ ー マ：「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題」 講 師：同志社大学名誉教授 新川 達郎 氏 テ ー マ：「災害と議会・議員の役割」 参加議員：正副議長2人</p> <p>②地方議員コンプライアンス講座(eラーニング) 日時・会場：6月18日～8月17日(2カ月間)・各自 対 象：議会議員14名 講 師：弁護士 太田 雅幸 氏(東京弁護士会) テ ー マ：地方議員のコンプライアンス講座 受講議員：14人</p>
--	---

愛南町議会基本条例評価検証シート

	<p>③ハラスメント防止議員研修（男女共同参画関連研修） 日時・会場：6月23日（月）・愛南町役場 大会議室 対 象： 議会議員 14人 講 師：NPO法人こころ塾 中原未知生 氏 テ ー マ：「男女共同参画の観点から考える」 参加議員：13人参加</p> <p>④令和7年度愛南町職員・教職員・議員等人権同和教育研修会 日時・会場：10月27日(月)、28日(火)どちらか・御荘文化センター 対 象：議会議員 14人 講 師：松山市議会議員 渡邊 啓之 氏 テ ー マ：「LGBTQ」 参加議員：14人</p> <p>2. 特別委員会の設置 (1) 議会広報特別委員会 (令和6年12月9日設置～令和7年4月23日) (令和7年5月1日設置～) 目的：議会広報の編集及び発行 定数：6人</p> <p>3. 議会事務局（4月1日現在） 職員数：3人（兼務1人、専任2人）</p> <p>4. 議会図書室の利用状況 図書借覧（議員）延べ人数1人、1冊 図書閲覧（一般）延べ人数0人、0冊</p>
<p>今後の 取り組み (検討項目)</p>	<p>特別委員会の意義、積極的設置がなぜ条例で求められているか、二元代表の意義とともに、議会全体で共有するための研修の検討。 議会図書室の活用意義について共有を図り、利用促進に向けた取組の検討。</p>
<p>関連条文 (抜粋)</p>	<p>第13条 議員研修の充実強化 第14条 特別委員会の適切な設置運営 第15条 議会事務局の体制整備 第16条 議会図書室の充実</p>

愛南町議会基本条例評価検証シート

評価事項	V その他に関する事項		
評価内容	評価 3.2	(前年) (2.9)	5 : 十分達成された 4 : 概ね達成された 3 : 一部達成された 2 : ほとんど達成されていない 1 : 未着手
評価理由	議会基本条例の目的達成状況について評価・検証を行い、議会活動の在り方を見直す取り組みが進められている。災害対応について進捗が見られず、訓練や体制整備が十分と言えない。		
現況及び取り組み状況等	<p>1. 議員報酬の改正 4月24日 議員報酬改定条例 施行 (令和6年12月9日 議員報酬改定条例可決)</p> <p>2. 災害対応 該当なし</p> <p>3. ハラスメント防止条例策定について検討</p> <p>4. 継続的な検討 検証委員会：議会運営委員会 検証作業期間：令和6年9月～令和7年2月 検証方法：評価検証シートにより議員から評価並びに検討事項等意見を回収し、議会運営委員会において取りまとめ評価検証。 検証評価期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日 令和7年3月7日 条例検証結果を議長へ提出（令和6年分） 令和7年3月11日 議員全員協議会で報告</p>		
今後の取り組み（検討項目）	<p>コンプライアンス研修の充実、ハラスメントがあった場合の相談窓口について委託。ハラスメント防止条例等の策定を進める。 AIの積極的活用による事務業務の能力強化、効率化の実施。 災害対応訓練の実施、BCP計画の策定検討。</p>		
関連条文（抜粋）	<p>第17条 町民全体の代表者としての高い倫理性 第18条 議員定数の改正 第19条 議員報酬の改正 第20条 災害対応 (1) 町長と協力した危機管理体制の整備 (2) 議会災害対応要綱による活動 第21条 条例による運営状況の検証</p>		

愛南町議会基本条例評価検証シート

	<p>(1) 議会運営委員会による検証 (2) 必要に応じた条例改正と説明責任</p> <p>第22条 この条例に定めのないものについては、議長が議員全員協議会を招集し、その意見を参考に決定</p>
--	--